

申請の手引きとあわせてご確認ください。

【様式1について】

○振込先情報

- ・日本学生支援機構の奨学生でない場合は、記入のうえ、通帳のコピー（1枚めくった口座番号や口座名義（カナ氏名）が確認できるページ）を添付してください。

○申し送り事項の記載について

- ・支給対象者の要件①で、仕送り年額に授業料及び家賃が含まれている場合は、それぞれの金額を記載してください。
- ・支給対象者の要件②で、「自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない」場合は、学費等の援助を受けていない事情と、それらを自ら賄っていることについて記載してください。
- ・支給対象者の要件④で、家庭の収入減少を証明する書類を提出しない場合は、追加的支援が期待できない事情を記入してください。
- ・支給対象者の要件のうち、⑥の（2）～（4）の「利用を予定している者」に該当する場合は、いつ頃どのような奨学金に申請予定か（既に申請している場合はその旨）を記載してください。
- ・支給対象者の要件のうち、⑥の（5）に該当する者で、民間等による支援制度の認定証等の写しが提出できない場合は、支援制度の名称や金額等を記載してください。

○添付書類について

- ・支給要件⑤に係る証明書類は、本年1月以降で新型コロナウイルス感染症による影響で最も収入が減少した月とその前月の2か月分を添付してください。
- ・住民税非課税世帯の学生は支給額が20万円となりますので、新制度の第Ⅰ区分受給者以外の方で非課税世帯の方は、確認のため生計維持者（保護者等）の「住民税非課税証明書」を必ず提出してください。

【様式2について】

- ・①家庭からの仕送り年額には授業料及び家賃を含んでください。授業料及び家賃を学生本人ではなく家庭が負担している場合は、それらを含んだ額を必ず記載してください。
- ・②自宅外で生活しているとは、生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。
- ・③生活費・学費に占めるアルバイト収入が高いとは、収入の全てを生活費や学費に充てている場合や、普段から1か月のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費に充てている場合をいいます。
- ・⑤について、アルバイト先が雇用調整助成金の支援対象であり、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当もアルバイト収入とみなされます。
- ・⑥について、利用を予定している者に該当する方は、原則、申請時点から1か月以内に奨学金の申請をしてください。